

四日市競輪開催業務等総合業務委託
プロポーザル 審査要領

1 審査委員会

事業者の選定にあたっては、四日市競輪開催業務等総合業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、審査を行う。

2 審査の実施

提出された企画提案書および企画提案者によるプレゼンテーションをもとに、審査委員が採点を行う。

プレゼンテーションは 20 分程度とし、企画提案書およびプレゼンテーションの内容に対する審査委員の質疑は 20 分程度とする。

審査委員会への企画提案者の出席人数は 5 人以内とし、質疑に適切に応答できる者が出席すること。プロジェクターによる説明を行う場合、プロジェクターおよび投影スクリーンは四日市市が用意するが、パソコンは各自持参すること。

なお、審査委員会は非公開とし、審査内容にかかわる一切の質問・異議等は受け付けない。

3 審査の方法

各審査委員の採点の合計点が総配点の 6 割以上となった企画提案者のうち、総合評価で最高得点を得た者を優先交渉権者とし、評価点が 2 番目に高い者を第 2 位優先交渉権者とする。評価点が同点の者が 2 者以上あるときは、審査委員会委員長が決定する。

いずれの企画提案者も総配点の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者を選定しない。

企画提案書の提出を締め切った段階で提出が 1 者のみであった場合は、審査基準および評価基準等に基づき、候補者として適格かどうかを判断する。この場合も、総配点の 6 割以上を適格の要件とする。

4 審査基準

審査項目、審査の視点及び配点は、別表のとおりとする。

5 審査結果

審査結果は、四日市市ホームページで公表する。

- ① 優先交渉権者の名称および得点
- ② 優先交渉権者以外の参加事業者の得点（事業者名は匿名表記）
- ③ 評価基準

(別表)

四日市競輪開催業務等総合業務委託

審査項目	審査の視点	配点
業務の基本方針	四日市競輪事業の現状及び課題の分析は的確か、業務の受託にかかる基本的な方針や考え方は適切か	5
運営組織 ・執行体制	運営にかかる組織的な管理責任体制が明確であるか、事業遂行に必要な経験・知識等を有する人員が適正かつ十分に配置されているか	5
業務実施フロー ・業務遂行能力	投票関係、ファンサービス等の競輪運営業務について実施方法が適切であるか、法令遵守、機密保持、不測の事態に対する措置等について適切な体制・対策が考えられているか	5
売上向上施策	インターネット投票をはじめとする競輪車券売上のさらなる向上を目指し、ターゲットや方策を示した具体的な提案があるか	20
来場促進・認知度向上施策	新たな客層や市民に対して知名度を高め、来場を促進する具体的な施策の提案があるか	15
新外向投票所運営	コンビニや軽食店を効果的に運営する提案をしているか、2階のプレミアムエリアを活用した具体的な提案ができているか、全体的に効率的な運営提案ができているか。	15
導入機器	車券発払関係機器の構成、特別観覧席（個室席）の配置およびそれらの運用管理体制は適切か	10
選手育成 ・地域振興	自転車競技の普及や選手育成を目的とした施策の提案があるか	10
法人の業務実績経験	競輪事業、その他の公営競技の包括受託実績があるか	5
参考見積 (本場開催)	過大過小な見積金額になっていないか	5
参考見積 (場外開催)	過大過小な見積定率になっていないか	5
合 計		100